最高裁判理例解說民事篇出

昭和四十三年度

法財 人団 法

曹

会

借が合意解除されたという事案。

いてではあるが、返還すべき金額を定めるについて同様の按分をしている。 なお、東京地判昭四○・八・三一判例時報四三○号三九頁は、賃貸借の合意解約にさいし権利金返還の合意もされた事案につ

く、当面の問題となっていないので判断を与えなかったものとみるべきだと説明されている。 後藤清・民商三一巻二号六六頁、有泉・前掲一九一頁。しかし、昭和二九年度判例解説30では、 必ずしもそうではな

形的造作を含むと解し、権利金返還請求の性質を有益費償還請求とみているもののようである。 場合には、賃貸借の存続期間の長短にかかわりなく、返還を認めるべきだとするが、その前提として、 なお、後藤氏の右評釈は、この判決の結論に反対し、権利金が場所、営業設備等有形無形の利益に対する対価の性質を有する 借家法五条の造作には無

- (注一一) (注九)掲記の福岡地方小倉支部判決はこの関係を明快に説示する。
- (注] 三) 出て来ないであろう。 示の合意を認定することもできよう。本件の原告の主張する、期限前でも明渡しのときは(貸金の)返還を受ける特約というの も、権利金についても考えられないものではない。ただし、常に全額を返還する約定というものは、 したがって、この点には当初の契約における当事者の意思解釈という要素も含まれ、場合によっては返還について黙 当事者の通常の意思からは
- を認定せず、もっぱら権利金の性質によって解決しているのである。 ただし、本判決は、本文のような意思解釈をしたものではない。原告は合意解除を主張したが、原審は契約終了事由 (野田

58 意思能力のない幼児の監護と人身保護法および同規則にいう拘束

夫婦の一方から他方に対する人身保護法に基づく幼児引渡請求許否の判断基準

〔判決要旨〕

- りなく、人身保護法および同規則にいう拘束と解すべきである。 意思能力のない幼児を監護することは、監護方法の当不当または愛情に基づく監護であるかどうかとはかかわ
- ずれに監護させるのが子の幸福に適するかを主眼として子に対する拘束状態の当不当を定め、 べきである。 夫婦の一方が他方に対し、 人身保護法に基づき、 共同親権に服する幼児の引渡を請求した場合には、 その請求の許否を決す

「参照条文」

人身保護法第二条第一項、同規則三条·四条

〔解 説〕

ー事案の概要

湯へ行く途中、YがXの背からAを抜きとり連れ去った。同日Xは親兄弟の助けを借りて一旦はAを奪い返したが、 月下旬別居し、 た。Y上告。 たちまちYの強要を詐言によってAをYに引渡すの余儀なきに至った。 そこで、XはYに対しAの引渡を求める人身保護請求をなし、一審で勝訴の判決 被拘束者A女(昭和四一年七月二六日生)は、 以来AはXのもとで養育監護されていた。 X女Y男の夫婦間に生れた嫡出子である。 ところが、昭和四二年一〇月二二日、XがAを背負って銭 以来YはAを自己の下宿先で養育している。 (昭和四二年一一月三〇日言渡)をえ XとYとは、 昭和四一年八

- 一 上告理由と判旨
- 上告理由は、まず、 Y は、 愛情をもってAを養育しているのであり、 不穏当な方法でAを養育しているのでは
- 夫婦の一方から他方に対する人身保護法に基づく幼児引渡請求許否の判断基準意思能力のない幼児の監護と人身保護法および同規則にいう拘束

人身保護法、 同規則にいう拘束に当らないという。 判決は、これに対して、次のようにいう。

その監護自体を人身保護法および同規則にいわゆる拘束と解するに妨げないものであることは、 右監護の方法の当、不当または愛情にもとづくかどうかとは、かかわりのないことである。 和三二年闭第二二七号同三三年五月二八日大法廷判決民集一二巻八号一二二四頁) 「意思能力のない幼児を監護するときには、当然幼児に対する身体の自由を制限する行為が伴なうものであるから、 の趣旨とするところである。 当裁判所の判例(昭 このことは、

に対して、 Yのもとで監護されることは不幸でないから、 次のようにいう。 次に、YはAの親権者であるから法律上正当な権限にもとづいて監護しているのであるし、 人身保護法による救済は否定されるべきであるという。 判決は、 これ Α

る現在の拘束状態が実質的に不当であるか否かをも考慮して、その請求の許否を決すべきであることは、 の当、不当を決するについては、 判例とするところであり 子を拘束する夫婦の一方が法律上監護権を有することのみを理由としてその請求を排斥すべきものでなく、 夫婦の一方が他方に対し人身保護法にもとづきその共同親権に服する幼児の引渡を請求する場合には、 (昭和二三年闭第一三〇号同二四年一月一八日第二小法廷判決民集三巻一号一〇頁参照)、 夫婦のいずれに監護せしめるのが子の幸福に適するかを主眼として定めるのを相当 当裁判所の 子に対す

Ξ 説

日の第一小法廷判決(民集八巻一二号二一六九頁)がある。前記昭和三三年五月二八日大法廷判決の事案は、第三者から 後見人に対する請求であり、 幼児引渡の人身保護請求事件についての最高裁判決は、 前記昭和二九年一二月一六日第一小法廷判決の事案は、 本判決が引用する二つのほか、 親権者から第三者に対する請求 昭和二九年一二月 二 六

であって、 であるのに対し、前記昭和二四年一月一八日第二小法廷判決は、 今回の判決と同様の事案に属する。 この度の判決は、 右の三つの判決が、 共同親権者である夫婦間の請求についてされたもの いく ずれも請求を棄却した原判決

を維持しているのに対し、 同三条は、拘束について、 人身保護規則四条は、 請求を認容した原判決を維持している点に特異性がある。 「拘束が権限なしにされていることが顕著である場合」を請求の要件の一つとしてかか 「逮捕、 抑留、拘禁等身体の自由を奪い、又は制限する行為」と定義している。 した

児に対する「拘束」も、 ないではない。 監護という事柄の性質からしてつねにある程度の拘束が存在するものと認められる」として、問題の解決を図ったか 束」に当らないと考えることもできるであろう。この点について、前記大法廷判決が、 に見受けられる。しかし、 右三条の例示する「逮捕、抑留、拘禁等」は、 拘束者が子を「拘束」しているのでなければ、請求は認容されない。 この点を明確にして、 また、 幼児に対する監護方法が不当な場合には、「拘束」に当るが、監護方法が相当な場合には、 これと同程度の強制力による身体の自由の制約があることを必要とするという考え方もでき 「ある程度の拘束」という表現に、若干のあいまいさが残されていたのであった。 監護の方法の当不当等にかかわりなく、人身保護規則三条の「身体の自由を制限する いずれも、 強制力で身体の自由に制約を加えるものであるから、 「幼児監護の場合においては

行為」に当るとした点に意義がある(注一)。

れている状態が原審の認定したごとく子供のために、むしろ、幸福であるとしたならば、」請求は棄却されるべきで あるとしている。 今回の判決が引用している趣旨の判示(前記二2参照)をした上で、 夫婦の一方から他方に対する人身保護法に基づく幼児引渡請求許否の判断基準意思能力のない幼児の監護と人身保護法および同規則にいう拘束 昭和二四年一月一八日 第二小法廷判決が 示した 判例理論を更に 発展させたものである。この判決 この判決の理解の仕方には、二通りあると思われる。 一つは、 「今日母(拘束者) 事件当事者である両親の監護状態を の膝下に平穏に養育せら

たという見方(注三である。 比較考察して、いずれの親に監護させるのが子の幸福に適するかを考えた上、請求の当否を決しているという見方(崔こ 拘束者の監護状態のみを考察して、 今回の判決は、前者の考え方によったものといえるであろう。 その監護状態が子の幸福に適しないわけでないからとして、 請求を排斥し

判決も、こうした英米の判例の傾向を参酌したものではないかと推測される。 幸福に適するかによってこの種請求の当否を決すべきであるとする立場に立つものが少なからずある(註五)。 福との二つ、なかんずく後者を尊重して監護権を決定しており、どちらの親がより子供にとって真の幸福になるか いう観点から監護権をきめているといわれる(注四)。 我が国の人身保護法の母法である英米の Habeas Corpus において、 米国の判例の中には、 幼児事件では両親の法律上の権利と子供 当事者双方のいずれに監護させるのが子の この度の

監護の適当さを比較衡量する立場が是認されて然るべきものと思われる(産セ)。 学説(建立や数次の判例によって、幼児の人身保護請求事件に英米法的配慮をすることに踏み切っている以上、 もちろん、我が国の人身保護法二条、同規則四条の解釈としては、 いささか無理があることは、 否めないが、 両親 既に

当な解決を図るほかないであろう。 甚しく不当でなければ、容認されて然るべきであるということができるように思われる(チセーウが、法律上監護権を有し ない者といっても、 ない者から監護権を有する者に対する請求は、その養育監護が甚しく不当なときに限って、容認されるとすべきであ い者との間にも適用をみるかについては、 反対に、 本件のように共同親権者相互間の人身保護請求のみならず、法律上監護権を有する者とこれを有 純然たる第三者から肉親に至るまでいろいろな場合があるから、 法律上監護権を有する者から監護権を有しない者に対する請求は、請求者に監護させることが ふれていない。運用上の問題として一般的にいえば、法律上監護権を有し 結局は具体的事案によって、

福を図ること明白」というのは、両親を比較して、請求者のもとに監護させることが、格段に子の幸福に適するとい 度の問題でなく、疏明された事実を前提として、拘束の違法が顕著であるというのであろうから、右判示の「子の幸 う意味ではないかと思われる。この判決は、英米の判例の傾向を参酌していると推測されるのではあるが、 しになされていることが顕著であるものというを妨げないものである。」と判示した。「顕著性の制約」は、 夫婦の他の一方に監護されることが子の幸福を図ること明白であれば、これをもって、右幼児に対する拘束が権限な を排他的に監護することは、それ自体適法な親権の行使といえないばかりでなく、その監護の下におかれるよりも、 制約があることを前提として、 和三〇年九月二八日大法廷決定民集九巻一〇号一四五三頁、昭和三三年五月二八日大法廷判決前掲)である。 との見解(年10)もあるが、これを有効とするのが、最高裁判例(昭和二九年四月二六日大法廷判決民集八巻四号八四八頁、昭 することができる。」としている。 人身保護規則四条は、 を認めている点において、英米とは異なる取扱となっていることは、注目されるべきであろう。 人身保護請求は、 「夫婦の一方が他方の意思に反し適法な手続によらないで、その共同親権に服する子 いわゆる「顕著性の制約」について、 「拘束が権限なしにされていることが顕著である場合に限り、 規則制定権の範囲を超えたもので無効である 本件も、 疏明の程 顕著性の 「顕著性

濫用を根拠に幼児引渡の民事訴訟を提起し、 結局力関係にまかせてしまった立法の盲点を救うのに役立つことである(末延・五十嵐・判民昭和二四年度二事件)。 この判決のもつ機能は、 家事調停を申し立て、調停前の仮の処分(家事審判規則一三三条、家事審判法二八条二項)によるとか、 夫婦の一方から他方に対する人身保護法に基づく幼児引渡請求許否の判断基準意思能力のない幼児の監護と人身保護法および同規則にいう拘束 実力行使による子の奪い合いを封じ、 人身保護法によるほど、適切に、 夫婦が別居していまだ離婚に至らない場合において、子の監護権についての規定を設 仮の地位を定める仮処分(民訴法七六〇条)により、 破綻にひんしている夫婦間の監護について、 迅速に、十分に救済を与えられるとはいえないのであ 目的を達することが 一つの法律的

解決の方法を示唆するものとしても、 注目に値するといえるであろう。

(注一)北村・判例解説昭和三三年度54参照。 保護請求事件においては、 幼児に対する拘束が強制力をもってされることを要件としないし、強制や拘束について何らの証明を Sokol, A Handbook of Federal Habeas Corpus (1965), p. 28 は、幼児の人身

(注二)末延・五十嵐・判民昭和二四年度二事件、田中(和)・民商二五巻三号六〇頁

我妻・親族法(法律学全集)三三二頁は、この趣旨か。

(注四)注二に掲げる文献のほか、谷口(知)・民商三八巻六号一二二頁。

(注五)Buchanan v. Buchanun, 197 S. E. 426 (1938) (離婚後父から母に対する請求); Wear v. Wear, 285 P. 606 (1930); Corpus, p.205; Corpus Juris Secundum, vol. 39 Habeas Corpus, p.570 参照。 258 N.Y.S. 522(1932); Lakey v. Gudgel et al., 62 N.W. 2d 525(1954). 44. American Jurisprudence, vol. 25 Habeas Application of Kuefur, 38 N. Y. Supp. 2d 927 (1942) (以上は、いずれも母から父に対する請求); In re Boulware's Will,

(注六) 注二に掲げる文献のほか、小林一郎・人身保護法概論一一〇頁以下。

掲)、各種の「正当性」を考慮する法規(例えば、民法一一〇条、 借家法一条ノニ) の解釈として 当事者双方の事情を 比較して 例解説昭和二九年度エル)、拘束の適法違法は、拘束の実質的当不当によって 定められるとすれば 人身保護規則四条の「拘束が権限なしにされている」というのが、 文理上不可能な解釈とはいえまい。 を判断すべきものとする例もあるのであるから、拘束の当不当の判断に際し当事者双方の事情を比較衡量すべきもの 「拘束が違法」というのと同趣旨と理解し(土井・判 (最判昭和二四年一月一八日前

り返されることにより、子の利益が害されるおそれなしとしない。やはり、監護の方法の当不当が結局問題とされなければなら 特に、共同親権者相互間の 請求においては、 一方が他方の意思に反して 排他的に監護していることを 前提とするであろうか それ自体違法な親権の行使ということもできるのである。それだからといって、人身保護請求を認答するのでは、これが繰

ないであろう。

(注八)Ex parte Inman, 89 P. 2d 421 (1939). これは、離婚後監護権を有する母に対し父から請求した事案について、子の安 全・健康・道徳・適度の安楽や(reasonable comfort)に関するさしせまった危険のない限り請求は排斥されるべきであるとす

φ° Ex parte Dowell, 41 P. 2d 596 (1935) も類似の事案につき同趣旨。

(注九)田中(英)・法協七三巻五号六六○頁は、「拘束者が親権者でないときには、 福に反しない限り、請求を認容している。」のが、英米の判例であるとされる。 める訴を提起している場合で、 しかも拘束者の監護方法が妥当なものであっても、 請求者に幼児を引渡すことが明らかにその幸 たとえ拘束者が自己を監護者とすることを求

認められている。」とされる。しかし、その引用の判例からは、 なお、同書は、米英では、 「両方が親権者ならば、現在監護している者の監護方法が極めて不当なときに限り人身保護請求が 必ずしも、 そう云い切らなくてもよいように思われる。

(注一○)小林一郎・前掲九三頁、田中(和)・民商三一巻三号七四頁、 田中(英)前掲など。

/ 年第二二/ 老第七号 - 四六二頁 | 一小法廷判決、破棄差戾 | 市審 松江地裁、第二審 広島高裁松江支部第一審 松江地裁、第二審 広島高裁松江支部 | 大田和四○年付第二五号、同四三年七月一 | 日第

〔判決要旨〕

問屋の破産と取戻権

問屋が委託の実行としてした売買により権利を取得した後これを委託者に移転しない間に破産した場合には、 委託

者は、右権利につき取戻権を行使することができる。

〔参照条文〕

商法五五二条、 破産法八七条

原告(被控訴人・上告人) Xは 昭和三四年一○月二一日 島根証券株式会社(以下島根証券という) に対し日本通運